

整備基準等（その他）

（下水道の整備）……協議先：下水道課

- 1 開発行為により下水道を整備する場合は、浦安市下水道条例に定める基準により整備するものとする。
- 2 前項の規定により整備された下水道は、市に帰属するものとする。ただし、事業者が自ら管理する場合は、この限りでない。

（工事の施工の措置）……協議先：環境保全課

- ・ 宅地開発事業等に関する工事を施工するに当たっては、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下、悪臭等によって、周辺住民等の快適な生活環境が阻害されないよう必要な措置を講ずるものとする。

（運搬計画の作成）……協議先：市民安全課

- ・ 宅地開発事業等に関する工事を施工するに当たっては、工事に使用する資材及び工事の用に供する機械類を運搬するための車両が通行する道路の周辺環境に配慮した計画を作成するものとし、計画を作成したときは、当該計画書を市長に提出するものとする。

（テレビジョン放送の電波障害を防止するための設備の整備）

……協議先：環境保全課

- ・ 浦安市中高層建築物等によるテレビ電波障害の防止に関する指導要綱により、テレビジョン放送の電波障害を防止するための必要な設備を整備するものとする。